

大船渡市立小中学校教職員

# 働き方改革プラン (2025～2027)

令和7年1月

令和8年3月改訂

大船渡市教育委員会

— 目次 —

第1	プラン策定の趣旨	P 1
第2	本市における時間外勤務及び年次休暇取得の状況	P 2
第3	プランの期間	P 3
第4	教育委員会規則に定める時間外在校等時間の上限	P 4
第5	プランの目標	P 5
第6	具体的取組	P 6
I	教育委員会の取組	P 6
II	各学校の取組	P 9
第7	プランの推進	P 11
第8	プランの年間スケジュール	P 12
【参考資料】	学校と教師の業務3分類	P 13

## 第1 プラン策定の趣旨

### 1 はじめに

少子化の進行は深刻さを増しており、学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。

また、特別支援教育の対象となる児童生徒や不登校児童生徒が増加し適切な支援が求められている中で、児童虐待、ヤングケアラー、貧困など、子どもたちが抱える困難は、多様化・複雑化しており、子どもたちを支える教職員の対応の困難さも一層増しています。

加えて、全国的に教員不足が指摘されており、「教職員の働き方改革」の取組をより一層推進して必要があります。

市教育委員会では、市立小中学校や県教育委員会等の関係機関と連携し、保護者や地域の方々のご理解を得ながら、教職員の負担軽減や健康確保に取り組んでいくため、本プランを策定しました。

令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）が改正され、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことを踏まえ、この計画に本プランを位置付けるため、今般本プランの一部改訂を行いました。

### 2 プランの位置付け

本プランは、「岩手県教職員働き方改革プラン（令和6年2月岩手県教育委員会）」を参酌し、学校における働き方改革の実現に向けて、市教育委員会及び市立小中学校が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示すものです。

### 3 プランの目的

本プランの目的は、このプランにおける取組を通じて、これまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教職員の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちの理解に努めながら、より良い教育を行うことができるようにすることです。

また、学校における働き方改革を実現することにより、本市の未来を担う大切な子どもたちに、質の高い教育を持続的に提供することにつながっていきます。

### 4 プランの根拠

本プランは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」に位置付けられるものであること。

## 第2 本市における時間外勤務及び年次休暇取得の状況

本市における時間外勤務及び年次休暇取得の状況は、以下のとおりです。なお、令和4年度から令和5年度は、週休日の部活動従事指導時間を除く時間外在校等時間、令和6年度以降は、週休日の部活動従事指導時間を含む時間とします。

### 1 時間外勤務の状況

時間外在校等時間が月80時間以上の教職員は、令和6年度において、小学校では3人、中学校では13人となっています。

時間外在校等時間が月45時間超の教職員の割合は、小中学校とも令和6年度は、令和5年度と比較し、増加しています。

時間外在校等時間が年360時間超の教職員の割合は、小中学校とも増加傾向にあります。

1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間は、小中学校全体では、およそ30時間となっています。

#### (1) 時間外在校等時間が月80時間以上100時間未満の教職員の延べ人数(人)

校種	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	4	6	3
中学校	7	11	13
小中学校	11	17	16

#### (2) 時間外在校等時間が月45時間超、年360時間超の教職員

##### 【月平均45時間超の教職員の割合(%)】

校種	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	7.7	8.8	6.3
中学校	29.1	24.4	35.8
小中学校	14.8	13.9	16.2

##### 【月45時間超の教職員の割合(%)】

校種	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	14.8	13.5	15.4
中学校	26.6	26.2	33.1
小中学校	18.5	17.7	21.4

##### 【年360時間超の教職員の割合(%)】

校種	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	42.3	36.3	49.4
中学校	51.9	57.7	65.4
小中学校	46.1	43.3	55.2

(3) 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間

校 種	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小 学 校	26時間53分	26時間34分	29時間32分
中 学 校	34時間06分	33時間15分	37時間12分
小中学校	29時間04分	28時間45分	32時間06分

2 年次休暇の取得の状況

令和6年度に年間12日以上年次休暇を取得した教職員の割合は、令和5年度より増加し、5割を超えています。

【月平均1日以上(年間12日以上)の年次休暇を取得した教職員の割合(%)】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
割合	未実施	49.6	56.1

※ 年次休暇の取得の状況調査については、令和5年度から実施。

### 第3 プランの期間

本プランの期間は、学校を取り巻く環境、長時間勤務者の推移等を踏まえ、取組や目標等の見直しが可能となるよう、令和7年度から令和9年度までの3年間とします。

## 第4 教育委員会規則に定める時間外在校等時間の上限

市教育委員会では、「市町村立学校職員の給与等に関する条例」（岩手県条例第49号）に基づき、「大船渡市立学校職員の勤務時間等に関する規則」を制定し、令和2年4月1日より教職員の時間外在校等時間の上限等を以下のとおり定めています。

### 【規則の概要】

#### 【原則】

教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1か月について45時間
- (2) 1年について360時間

#### 【例外】

教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1か月について100時間未満
- (2) 1年について720時間未満
- (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

## 第5 プランの目標

時間外在校等時間を規則に定める上限内にすることを段階的に実現するため、プランの期間（令和7年度～令和9年度）における目標を下記のとおりとします。

### 1 定量的目標

長時間勤務の是正を図るために、時間外在校等時間の縮減及び年次休暇の取得の目標を以下のとおり設定します。

(1) 時間外在校等時間が月80時間以上の者をゼロにすることを目指します。

(2) 時間外在校等時間（週休日等の部活動従事時間を含む）が月45時間超、年360時間超の者を下記のとおり段階的に縮減します。

時間外在校等時間	令和7年度	令和8年度	令和9年度
月45時間超	前年度(R6年度)	前年度(R7年度)	前年度(R8年度)
年360時間超	実績より減少	実績より減少	実績より減少

※ 令和8年度及び令和9年度においては、上記目標に「令和6年度実績より減少」の目標を加える。

(3) 月平均1日（年12日）以上年次休暇を取得する教職員100%を目指します。

### 2 定性的目標

業務への充実感や健康面での安心感の向上、教職員のウェルビーイングの確保を図るために、以下のように感じる教職員の割合を令和6年度より令和9年度に向上させることを目指します。

項 目	令和6年度	令和7年度
① 授業や授業準備に集中できている。	67.5%	67.9%
② 健康でいきいきと業務を行っている。	63.0%	66.9%
③ 業務にやりがいを感じている。	85.0%	82.6%
④ 自分の家庭のための時間を十分に確保できている。	52.0%	57.6%
⑤ 自分自身の自由な時間を確保できている。	52.5%	57.1%
⑥ 疲労感や焦燥感を感じることなく業務を行っている。	14.0%	13.6%

### [努力目標]

令和7年6月に給特法が改正された趣旨を踏まえ、また、令和10年度からの次期プランを見据えて、働き方改革を一層推進していくことを目的に次期プラン策定前から把握（管理）していく努力目標を下記のとおりとします。

令和9年度

1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間30時間程度

## 第6 具体的取組

市教育委員会、各学校において、以下の取組を展開します。

備考：【3分類】は、参考資料「学校と教師の業務3分類」に対応した取組

### I 教育委員会の取組

#### 1 学校の取組支援

##### (1) 多忙化解消対策会議の開催

市立学校教職員の多忙化解消及び業務の適正化を図るため、多忙化解消対策会議を開催し方策の検討等を行い、学校の取組支援につなげます。

##### (2) 先進的取組に係る情報提供

各学校に多忙化解消や働き方改革等につながる取組等の情報提供を行います。

##### (3) 地域・保護者の理解醸成【3分類】

地域・保護者に対し、学校における働き方改革等についてリーフレットなどを活用し理解醸成を図ります。

#### 2 環境整備

##### (1) チーム学校としての推進【3分類】

###### ア 教職員をサポートする専門スタッフの配置・派遣

教職員の負担を軽減し、児童生徒への指導や教材研究等の業務に注力できる環境を整備するため、以下の専門スタッフを配置・派遣します。

- ・特別支援教育支援員
- ・心の教室相談員
- ・ICT支援員
- ・特別支援教育相談員
- ・教育相談員
- ・ことばの教室幼児教室指導員
- ・スクールソーシャルワーカー

###### イ 事務共同処理の推進

学校事務に係る業務を連携し、共同処理することで事務の効率化を図り、学校運営に寄与することを目的に、令和8年度より共同学校事務室を設置し、事務職員の負担軽減や、事務処理の適正化、学校間の連携を強化します。

**ウ 登下校に関する関係機関・地域との連携強化【3分類】**

地域住民、保護者、スクールガードによる登下校時の見守り等が広く行われることにより、学校及び教職員と地域との適切な役割分担が一層推進されるようスクールガード・リーダーを配置します。

**(2) 制度等の改善**

**ア 校務支援システムの導入【3分類】**

教育の質の向上と図るため、令和6年度に導入した校務支援システムを活用し、教職員の業務の軽減・効率化を推進します。

**イ 年間総授業数の点検**

各学校の年間総授業数の状況を点検し、標準授業時数を大幅に上回る（年間1086時間程度）教育課程を編成している学校には、改善するよう指導助言を行います。

**ウ ICT環境整備・支援【3分類】**

GIGAスクール構想により整備したICT機器の計画的な更新や、高速大量通信に対応したネットワーク環境の充実に努めるとともに、市独自に教職員向けのICT活用研修会を開催し、ICT機器を効果的に活用できるよう支援することで、教職員の負担軽減を図ります。

**(3) 部活動の適正な運営（中学校に限る）【3分類】**

部活動に係る教職員の負担軽減を図るため、以下の取組を進めます。

**ア 部活動指導員の配置**

部活動を担当する教職員の負担軽減及び部活動の質的な向上を図るため、部活動指導員を配置します。

**イ 適正な部活動休養日及び活動時間の徹底**

「大船渡市における部活動の方針」（令和3年1月改訂）に基づき、引き続き、適切な部活動休養日及び活動時間の徹底を図ります。

**【大船渡市の部活動休養日及び活動時間の基準】**

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

#### ウ 部活動の段階的な地域クラブ活動への移行【3分類】

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」等の国や県の方針を踏まえながら、下記の「到達目標」及び「方針」のもと、部活動の段階的な地域クラブ活動への移行を進めていきます。

<b>【到達目標】</b>			
子どもたちが少子化の中でも、将来にわたり活動を継続して取り組むことができる環境を整備します。			
<b>【方針】</b>			
以下のスケジュールにより体制の整った部活動から段階的に地域展開を進めます。			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降
運動部	休日は地域クラブへ移行		休日・平日とも地域クラブへ移行
文化部	休日・平日とも部活動		休日・平日とも地域クラブへ移行

#### (4) 勤務時間の適正管理

勤務時間の適正管理のため、以下の取組を行います。

##### ア 客観的な時間外勤務の把握

校務支援システムにより、客観的に教職員の勤務時間を把握し、時間外在校等時間の状況について、市校長会議において情報共有を行うことで、時間外勤務時間の見える化を図ります。

##### イ 夏季・年末年始の学校閉庁日の設定等

学校閉庁日（週休日、休日等を含む）の設定を推奨する期間において、夏季は少なくとも4日程度、年末年始は少なくとも6日程度学校閉庁日とします。なお、学校閉庁期間中の緊急連絡について、市役所の開庁日には市教育委員会が対応します。

	推奨期間	基準日数
夏季	山の日～8月20日	4日以上
年末年始	12月24日～成人の日	6日以上

#### (5) 教職員のハラスメント対策

毎年度、市校長会議において「岩手県教職員コンプライアンス・マニュアル」やハラスメントの具体的な事例などを周知し、ハラスメント防止を徹底します。

### 3 健康対策

#### (1) 心とからだの健康対策

##### ア 教職員のストレスチェックの実施

毎年度2回、県費負担教職員を対象にストレスチェックを実施し、高ストレス者の早期発見と適切な支援につなげます。

##### イ 長時間勤務者への医師による保健指導

対象者に対して、産業医の資格を有する医師による保健指導を行います。

##### ウ 教職員へのアンケートの実施

本プランの取組の効果及び教職員の現状を把握するため、毎年度アンケートを実施します。

### 4 その他

教職員の負担軽減のため、県教育委員会に加配等の人材確保の要望を行っていきます。

## II 各学校の取組

### 1 管理職員の適切なマネジメントの推進

#### (1) 学校のアクションプランの推進

各学校がその実状に応じ、主体的に働き方改革の取組を進めるためアクションプランを策定し、PDCAサイクルをいかしながらプランを推進します。

#### (2) 超過勤務予定の事前確認・事後報告

各学校において、超過勤務予定の事前確認・事後報告を行い、教職員の時間外在校等時間の把握等を行います。

#### (3) 長時間勤務の要因分析の実施

管理職員は、校務支援システムや面談等を活用し、教職員の長時間勤務の要因分析等を行います。また、必要に応じて長時間勤務解消のための取組を検討する場を設定します。

#### (4) 適切な業務の分担

管理職員は、特定の教職員に業務が大きく偏ることのないよう業務の平準化を図るとともに、長時間勤務者に対しては、業務分担の見直しを図るなど組織的に対応します。

**(5) 部活動の適正化（中学校に限る）【3分類】**

管理職員は、「大船渡市における部活動の方針」における適切な休養日及び活動時間に関する基準に基づく活動を推進します。また、複数顧問の配置や部活動指導員の効果的な活用を図るとともに、適切な部活動運営及び管理に係る体制の構築に取り組むなど適切なマネジメントを行います。

**2 教職員の健康管理**

**(1) 管理職員の面談による教職員の状況把握**

管理職員は、全教職員と面談等の機会を設け、所属教職員の勤務状況や、心身の健康状態を把握し、必要に応じ対応を行います。

**(2) 衛生委員会の効果的活用**

衛生委員会を計画的に開催し、働き方改革の取組等について協議するなど、各学校のアクションプランの推進につなげます。

**(3) 定時退庁日の設定**

全小中学校で定時退庁日を設定し、時間外在校等時間の削減や働き方改革への意識の啓発につなげます。

**3 学校における業務改善の推進**

**(1) 学校行事等の見直し【3分類】**

活動の目的や教育的効果を十分に考慮し、真に必要な業務は何かという視点から必要性を十分に見極めた上で、学校行事等の見直しを検討・実施します。

**(2) 会議の効率化**

校内LANなどのネットワーク利用による資料印刷の省略、説明項目の精選など会議時間の短縮に係る方法により、他の業務等を行うための時間を作り出します。

**4 学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化等の推進**

**(1) 団体業務の負担軽減**

部活動関係団体、PTA、同窓会等の事務局事務について、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化や、適切な役割分担を進めるよう、各団体と連携・協議していきます。

(2) **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進【3分類】**

地域人材による部活動指導、登下校の見守り、学習支援のバックアップなど地域とともにある学校づくりに係る各種教育活動の実施及び地域住民等との連絡調整を行う地域コーディネーターの配置等により、教職員の負担軽減や、学校と地域とが一体となった学校づくりに取り組むことができるよう、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進します。

## 第7 プランの推進

本プランの目的の実現に向けて、市教育委員会と各学校、教職員が情報共有しながら、取組等を進めていきます。

また、年度ごとに、取組の進捗状況や時間外在校等時間の推移の把握、目標達成状況を見える化を図り、目標や具体的取組の見直しを行いながら、プランを着実に推進します。

なお、本プラン及びプランにおける目標の達成状況等については、総合教育会議において報告し、ホームページにて公表することとします。

## 第8 プランの年間スケジュール

月	市教育委員会	各学校
4月 ～ 5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門スタッフの配置</li> <li>● 多忙化解消対策会議</li> <li>・ 前年度の各学校の取組結果について</li> <li>・ 前年度の市の取組結果について</li> <li>・ 前年度の時間外在校等時間について</li> <li>・ 前年度の目標達成状況について 等</li> <li>● 各学校への取組状況調査の依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アクションプランの推進</li> <li>・ 市教育委員会への提出</li> <li>・ 自校教職員への周知</li> </ul>
6月 ～ 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内校長会議</li> <li>・ 多忙化解消対策会議について</li> <li>・ 4、5月の時間外在校等時間について</li> <li>● 教職員ストレスチェック①</li> <li>● 教職員アンケート実施</li> </ul>	
8月 ～ 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内校長会議</li> <li>・ 教職員のハラスメント対策について</li> <li>・ 6、7月の時間外在校等時間について</li> </ul>	
10月 ～ 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員ストレスチェック②</li> <li>● 市内校長会議</li> <li>・ 教職員アンケート結果について</li> <li>・ 8月の時間外在校等時間について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上半期の取組結果報告</li> </ul>
12月 ～ 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内校長会議</li> <li>・ 上半期の各学校の取組結果について</li> <li>・ 9、10月の時間外在校等時間について</li> <li>● 次年度アクションプランの作成依頼</li> <li>● 多忙化解消対策会議</li> <li>・ 年度上半期の各学校の取組結果について</li> <li>・ 年度途中の時間外勤務状況について</li> <li>・ 教職員アンケート結果について 等</li> </ul>	
2月 ～ 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内校長会議</li> <li>・ 11～12月の時間外在校等時間について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間の取組結果報告</li> <li>○ 次年度アクションプラン作成</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 上記以外の項目については、随時取組を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ アクションプランをもとに、随時取組を行います。</li> </ul>

※ 時期や内容等については、変更することもあります。

## 【参考資料】 「学校と教師の業務3分類」

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年9月25日 文部科学省告示第114号）に基づく「学校と教師の業務の3分類」

### 学校と教師の業務の3分類 別添4

- 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



#### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

#### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

#### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進